



森町空き家等利活用推進 支援事業費補助金

内容

森町空き家・空き地バンクに登録可能な空き物件の改修工事を行ったり残置物の処分をする場合にその費用を補助します。

補助対象者

売買又は賃貸等による利活用を目的とした空き家の所有者、購入者または賃借者で残置物処分や改修を行う権限を有する方または所有者から許可を受けた方

補助対象 経費

「改修工事」

- ・台所、風呂、トイレ等の改修に係る経費
- ・電気、ガス及び水道設備の改修に係る経費
- ・内装、屋根、外壁等の改修に係る経費



「残置物処分」

- ・ごみ処理手数料
- ・家電リサイクル法により指定された家電製品の引取りに要する経費
- ・家財道具処分の委託等に要する経費
- ・ハウスクリーニング等の建物内の清掃に要する経費
- ・建物敷地内での支障木伐採、雑草の除草及び支障物撤去に要する経費

補助要件

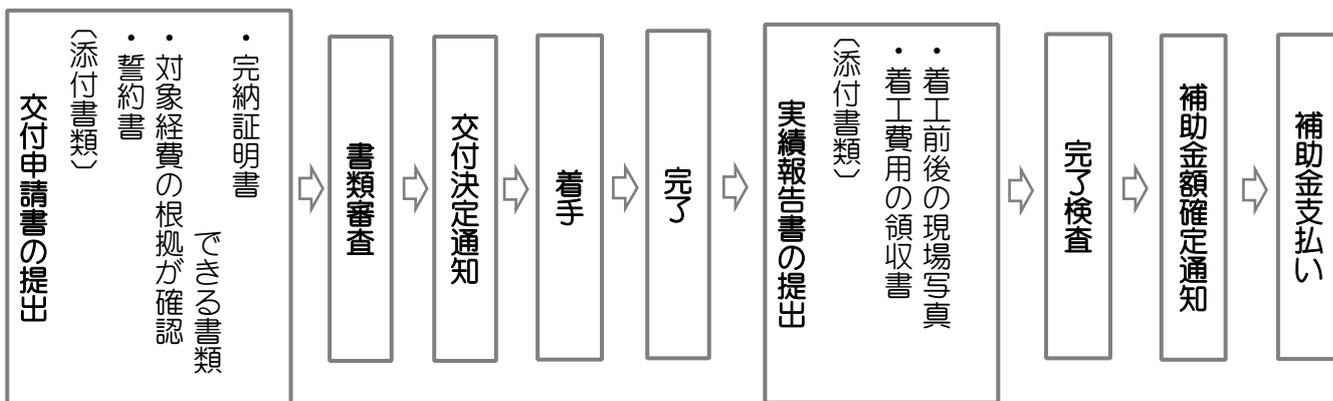
- 空き家・空き地バンクに物件を登録すること
- 税金等の滞納がなく、暴力団関係者ではないこと
- 登録した空き家を3親等内の親族に売却又は賃貸しないこと
- 残置物処分を委託する場合は一般廃棄物処理業の許可業者に依頼すること

補助限度額

改修工事:30万円

残置物処分:10万円

交付申請の流れ



お問い合わせ先：森町役場定住推進課 移住交流係

〒437-0215 静岡県周智郡森町森2101-1

電話 (0538) 85-6321

